役員・評議員変更届記載要領

１　「役職」欄には、理事長、業務執行理事、理事、監事、評議員の別を記載してください。

２　「職業等」欄には、選任に当たり、その適格性を判断する基となった職業や役職について記載してください。

３　「役員の要件等」欄には、次のとおり区分番号を記載してください。評議員についても参考として、理事の要件区分番号で当てはまるものを記載してください。

（１）理事の区分

①　社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

②　事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

③　施設の管理者

④　その他

（２）監事の区分

①　社会福祉事業について識見を有する者

②　財務管理について識見を有する者

③　その他

４　新役員・評議員体制における親族等について

次の区分に該当する者について、該当の有無を記載してください。該当者がいる場合には、該当区分記号（A~D)、関係性項目番号（①～⑩)、該当者名及び具体的な関係について記載してください。法令上、３分の１を超える場合に限って該当する等とされている区分もありますが、その基準に抵触しない場合でも該当ありとして記載してください。

（１）該当区分記号

A　評議員のうち各評議員と関係がある。

B　評議員のうち各役員と関係がある。

C　理事のうち各理事と関係がある。

D　監事のうち各役員と関係がある。

（２）関係性項目番号

①　配偶者

②　３親等以内の親族

③　事実上婚姻関係と同様の状態にある者

④　理事・監事・評議員の使用人（秘書、執事など本人に個人的に雇用されている者）

⑤　理事・監事・評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

⑥　④又は⑤に掲げるものの配偶者

⑦　③から⑤までに掲げるものの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

⑧　理事・監事・評議員が役員若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員

⑨　他の社会福祉法人の理事又は職員

⑩　次に掲げる団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人